

## 第三次宍粟市行政改革大綱 令和元年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標			歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和元年度の取組計画
			単位	令和元年度		目標額	実績額	
				指標値	実績値			
【I】-①-1	徴収率向上に向けた取組みの推進(市税・国保税)	税務課・債権管理課	現年収納率(市税)	%	98.55	-	-	①【債権管理課】5月及び12月を特別徴収強化月間とし、一斉催告を行い、訪問、電話等により納付督促を行う。管理職等による一斉訪問徴収については、訪問対象件数が減少したため、実施を見送り、新たな手法を検討する。 ②④【債権管理課】実務研修への参加等により徴収担当職員のスキル向上を図り、預貯金・資産等の財産調査、納税交渉の強化、速やかな滞納処分を推進する。 ③【税務課】HP、広報紙等の媒体を通じコンビニ収納、ペイジー、クレジット収納について納税者等に広報宣伝し、収納率の向上に取り組む。 ⑤【債権管理課】引き続き現年課税分を中心とした収納等を専門に行う任期付職員・収納事務補助員を配置し、効果的な徴収を実施する。 ⑥【税務課】兵庫県とともに取り組む個人住民税の特別徴収の徹底に伴い、未指定事業所に対し特別徴収指定の事前通知を行い、5月上旬に特別徴収税額決定通知書を送付。併せて個別指導を行うことで特別徴収実施率、収納率向上につなげる。 ⑦【債権管理課】債権回収等事務(電話、文書等による自主納付の案内、居所調査業務等)について、滞納者数や滞納額等、個人情報保護及び費用対効果の観点から導入の検討を行う。
			現年収納率(国保税)	%	93.00	-	-	
【I】-①-2	徴収率向上に向けた取組みの推進(市税・国保税以外)	地域創生課(総括)	現年徴収率(市税・国保税を除く。)	%	97.25	-	-	①②半期毎に各債権の滞納状況を取りまとめ常任委員会へ報告するとともに、滞納整理検討会議及び調整部会において対策検討を行う。 ③実務担当者会議を開催し、情報共有の機会を設けるとともに、必要に応じて債権管理課職員を講師として研修の実施に取り組む。 ⑤債権のうち強制徴収公債権については他の部署との情報共有が可能であることから、連携を図り滞納整理を強化する。
【I】-②-1	使用料・手数料等の見直し	水道管理課・環境課・地域創生課	-	-	-	-	-	①【水道管理課】「水道事業経営戦略」「下水道事業経営戦略」「農業集落排水事業経営戦略」、水道事業経営審議会の建議内容や、下水道事業会計等の公営企業法適用の財政シミュレーションをもとに、収支計画の時点修正を行い使用料の検討を行う。 ②【環境課】令和元年10月の消費税率改正による改定を行うとともに、一般廃棄物処理計画の見直しの中で、適正な処分手数料について検討する。 ③④【地域創生課】平成30年度での見直し内容を検証したうえで消費税率改正分について、近隣団体の動向を踏まえ、使用者への転嫁を検討する。
【I】-②-2	分担金の見直し	林業振興課・農地整備課・建設課・水道管理課	-	-	-	-	-	①【林業振興課】近隣市町における負担金調査を行い再検証の予定である。 ②【建設課】平30年度に検証した内容(現行のまま)で運用する。 ③【農地整備課】近隣市町における負担金調査を行い再検証の予定である。 ④【水道管理課】平30年度に検証した内容(現行のまま)で運用する。
【I】-③-1	広告料収入の確保	秘書広報課	ホームページにおける広告企業数	社	7	240	-	①広報紙及びホームページへの広告掲載について、一定目標を達成できている。引き続き市内業者へ広く周知し、募集の機会を増やす。 ②しそチャンネルでの広告掲載について、他市町の動向も調査しながら引き続き検討する。 ③④前年に引き続きアドバイザーの助言を受けながら、可能性も含めて研究を行う。

## 第三次宍粟市行政改革大綱 令和元年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標			歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和元年度の取組計画
						単位	令和元年度	
			指標値	実績値				
【Ⅰ】-③-2	ふるさと納税の拡充	地域創生課	ふるさと納税総額	千円	250,000		116,000	<p>①令和元年度下半期や令和2年度に向けても積極的に募集を行う。</p> <p>②効果的なPRを行うため、現行活用しているポータルサイト「ふるさとチョイス」・「楽天」・「さとふる」に加えて、新たなポータルサイトを7月から1サイト追加する。また、ふるさとチョイスにおいて効果的なPRができるよう基本プランからプロフェッショナルプランに変更しサイト上のPRを強化する。</p> <p>④ガバメントクラウドファンディングによる寄付の募集を行う。</p>
【Ⅰ】-③-3	再生可能エネルギーの利活用	環境課	-	-	-	-	2,300	<p>①②パリ協定により約束をしたCO<sub>2</sub>削減を実現するために国において新たな施策が展開される可能性がある。宍粟市にとって有利になる制度であるか、国や市場の動きを注視しながら、オフセットクレジットへの活用について調査・研究を行う。</p> <p>③宍粟市の自然を活かした再生可能エネルギーとして、木質バイオマスを利用した発電・熱供給システムについて、導入の可能性、具体的な設置場所、燃料供給体制、採算性等調査・研究を行う。</p>
【Ⅰ】-③-4	市有財産の有効活用	財務課・建設課・林業振興課	未利用地の割合	%	39.9		-	<p>①【財務課】定住促進策として、売却可能な財産は売却を進める。</p> <p>②【財務課】売却にあたっては、HP等を活用し周知する。</p> <p>③【林業振興課】市内人工林の積極的な森林整備を進める中で、森林経営計画を林業事業体等と共同で樹立している市有林の間伐事業に注力し、搬出間伐による素材販売に取り組むとともに、発生する林地残材をバイオマス燃料用として販売し収益性の向上を図る。</p> <p>④【建設課】市民等からの申請により、法定外公共物の払い下げを行うとともに、法定外公共物の無断一体使用が発覚した場合は、文書等で用途の廃止、払い下げの手続きをするよう指導する。</p> <p>⑤【財務課】整備済みの固定資産台帳をもとに、未利用地等の活用方針の策定に着手する。</p>
【Ⅱ】-④-1	人件費の抑制	総務課	給与費の削減率	%	▲ 5.6		203,800	<p>①職員給与については、人事院勧告を基準として運用し、引き続きラスパイレス指数を100未満としていく。</p> <p>②職員定員管理については、行政改革大綱に沿った計画的な人事管理を行っていく。</p> <p>③時間外勤務については、単月45時間以内かつ年間360時間以内(他律的業務が多い部署は単月100時間未満、複数月平均80時間以内、年間720時間以内)となるよう、引き続きノー残業デーの周知徹底を図るとともに、管理監督職による組織マネジメントの強化や、職員の有効かつ適正な配置等によるワークシェアリングに努める。</p> <p>④通勤手当の支給基準額について、引き続き見直しを検討する。</p>
			総職員数	人	423			
			時間外勤務手当額の削減率	%	▲ 4.0			

## 第三次宍粟市行政改革大綱 令和元年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標	単位	令和元年度		歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和元年度の取組計画
					指標値	実績値	目標額	実績額	
【Ⅱ】-④-2	組織・機構の効率化と強化	地域創生課・総務課	女性管理職比率	%	14.5		-	-	①②【地域創生課】人口減少社会に適応した行政運営をめざし、必要な組織の見直しを行う。 ③【地域創生課】情報通信技術を活用し、必要とされる情報を提供することでサービスの質の向上を図る。 ④【総務課】年功序列的な考え方にとらわれず、管理監督能力に優れ、意欲と行動力のある職員や能力のある女性職員の管理監督職への登用を積極的に推進し、中長期的な管理職の退職に備えた幹部候補の育成を図るとともに、特定事業主行動計画の着実な実行や数値目標の達成に向けた取組を実行する。
【Ⅱ】-④-3	人事評価制度の導入と人材育成等への反映	総務課	-	-	-	-	-	-	①人事評価結果を人事管理に反映するための基準を作成し、反映実施に向け職員組合と調整を行う。 ②評価者訓練研修(目線統一、面談技法等に関する研修)を実施する。 ③職員意識調査(客観的に適正な評価が行われているか等の検証)を実施する。 ④人事評価結果が職員の人事管理面において有効に活用できるよう確実な運用を行うため、人事評価システムの導入を検討する。
【Ⅱ】-④-4	職員研修の充実	総務課	-	-	-	-	-	-	①人材育成基本方針及び平成31年度宍粟市職員研修実施基本方針・計画に基づいた職員研修を実施する。 ②広域研修組織(県自治研修所、播磨自治研修協議会、全国市町村国際文化研修所等)に積極的に職員を派遣する。 ③県土木事務所、ひょうごツーリズム協会、後期高齢者医療広域連合、宮城県山元町(東北大震災復興支援)等へ研修生を派遣する。 ④職員に必要な目的別市単独職員研修(政策提案(立案)、法制、接遇、倫理、人権、メンタルヘルス、女性リーダー育成等)を実施する。
【Ⅱ】-④-5	職員提案制度の活用	地域創生課	職員提案の件数	件	30		-	-	①【地域創生課】令和2年度の予算に反映できるように計画的に進めるとともに、自由提案以外にもテーマを設定する中で募集を行う。 ②【地域創生課】提案がより具体的となるよう提案様式の改定を検討する。 ③【総務課】優秀な提案をした職員については、人事評価の評価基準の中で加点していく仕組みとしているが、今後は評価結果を人事管理(昇給や勤勉手当の支給率等)に反映させるための基準を検討していく。 ④【総務課】リスク管理基本方針に基づき、リスクの洗い出し、見える化リストの蓄積、所属内の情報共有などの仕組みや流れを実際に運用させることで、それを職場改善やリスク回避につなげられるような取組を検討、実施する。
【Ⅱ】-⑤-1	行政評価の活用による事業の推進	地域創生課	行政評価により更なる改善の工夫を試みた施策や事務事業の数	件	10		-	-	①②後期基本計画及び第2次戦略の策定にあわせ、前期基本計画及び第1次戦略の検証・ヒアリングを実施し、全体的な行政評価として位置付ける。 ③地域創生総合戦略委員会において外部評価を実施する。また、必要に応じて、総合計画及び地域創生総合戦略委員会においても外部評価を行う。

## 第三次宍粟市行政改革大綱 令和元年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標	令和元年度			歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和元年度の取組計画
				単位	指標値	実績値	目標額	実績額	
【Ⅱ】-⑤-2	既存事務事業の実施手法等の見直し	税務課・まち・にぎわい課	-	-	-	-	-	<p>①【税務課】山崎会場について、平成30年申告者来場状況を分析し会場の集約化に向け取り組む。また、3市民局における申告期間中の開設日のあり方について検討する。</p> <p>②【まち・にぎわい課】いずれのイベントも回数を重ね市民にとっては毎年期待される催しとなっている。また、観光振興及び地域振興の目的で実施し、市と各種団体との連携によりそれぞれの役割を担いながら開催している。市の関与と支援を継続し、イベントを実施していく。</p> <p>③必要に応じて行政改革本部会議に諮る。</p>	
【Ⅱ】-⑤-3	民間活力の積極的な活用	地域創生課・環境課・水道管理課	非公募指定管理施設の公募指定管理移行数	-	-	-	1,700	<p>①【地域創生課】行政評価については外部委員会での評価について実施していく。</p> <p>②指針を策定するのではなく、個々の状況の状況に応じて民間活用を検討していく。</p> <p>③【環境課】市直営ごみ収集2業務について民間活力を活かして、「コスト」と「サービスの質」のため引き続き活用に向け検討する。</p> <p>④【水道管理課】検満量水器交換業務について、令和2年度から水道施設浄水場等運転管理業務へ包括委託するための調査・検証として、引き続き水道施設浄水場等運転管理業務受託者へ市内全域を委託する。</p> <p>⑤【地域創生課】令和2年度末で指定管理期間が満了する施設について令和1年度下半期から業者選定にかかる事務を進める。また、選定審議会において現行の指定管理者の経営状況の中間検証を行う。</p>	
【Ⅱ】-⑤-4	情報システムの最適化	秘書広報課	-	-	-	-	-	<p>①各業務で使用する情報システムの更新計画とあわせて最適化を進める。</p> <p>②県民局を中心とした自治体クラウド担当者において協議を進める。</p> <p>③地方公共団体間の情報連携開始に伴い、アドバイザーからの支援を受けながらセキュリティ意識の向上の取組を進める。</p>	
【Ⅱ】-⑤-5	新地方公会計の積極的な活用	財務課	-	-	-	-	-	<p>③平成29年度決算に基づく財務書類及びセグメント別行政コスト計算書、並びに固定資産台帳を職員へ周知するとともに、活用事例なども合わせて紹介し、施設運営等における活用を進める。</p> <p>④固定資産台帳を活用し、更新経費の平準化を図った施設ごとの年次更新計画の整備を進める。</p>	
【Ⅱ】-⑤-6	事務の共同化の推進	地域創生課	-	-	-	-	-	播磨圏域の連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏の定住自立圏における各市町との連携のなかで、事務の共同化について協議を進める。	
【Ⅱ】-⑥-1	繰上償還の推進	財務課	実質公債比率	%	15.7		70,000	<p>①市民協働センター建設、認定こども園建設、災害復旧事業に係るものを除いて、起債額が償還額を上回らない額とする。</p> <p>②決算剰余金の1/2以上の繰上償還を行う。</p>	

## 第三次宍粟市行政改革大綱 令和元年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標	歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)			令和元年度の取組計画	
				単位	令和元年度		目標額	実績額
					指標値	実績値		
【Ⅱ】-⑦-1	扶助費の抑制	健康福祉部	-	-	-	-	-	<p><b>【市民課】</b> 資格確認や医療費通知などにより、適正受診にかかる市民の意識向上を図る。また、かかりつけ医をもつことやジェネリック医薬品使用時の差額通知等によるジェネリック医薬品利用啓発、重複受診・重複服薬者への適正受診勧奨などにより医療費削減に努める。また、健康福祉部と連携し、データヘルス計画、重症化予防事業、保健衛生事業を推進し、医療費抑制に取り組む。</p> <p><b>【社会福祉課】</b> ・生活困窮者自立支援事業を柱として、生活に困窮されている方、困窮するおそれのある方の早期発見・早期支援に取り組んでいく。 ・平成31年4月から新たに、家計改善支援事業に取り組み、家計から生活再建を考える者に対し、細やかな相談・支援・債権資金貸付あっせん等を実施することにより、早期の生活再生に向けた支援を行う。 ・生活困窮者就労(準備)支援事業、家計改善支援事業、無料職業紹介事業を一体的に運営する[総合的な仕事の相談窓口「わくわ〜くステーション」]ことにより、経済的に困窮する潜在的な支援対象者の掘起こしに繋げ、就労の相談から職場での定着支援までをワンストップで提供し、早期の自立支援に向けた取組をすすめる。</p> <p><b>【介護福祉課】</b> ・地域住民が主体となった「通いの場」増やし、地域での介護予防の拠点として自主的な見守り活動等の充実及び継続を図る。 ・生活支援コーディネーターと連携し、見守りや生活支援の体制を整備し、身近な地域で支え合う地域づくりを行う。</p> <p><b>【障害福祉課】</b> ・重度障害者(児)自立支援金について、事業効果等の検証を行う。また、障害者支援施設等通所費補助金等についても補助内容の検証を行う。</p> <p><b>【保健福祉課】</b> ・不妊治療の助成が必要な人に扶助ができるように引き続き周知に努める。 定期予防接種の接種費用が委託契約を締結している以外の医療機関(県外接種等)で接種を受けた時の費用を扶助することで、公平性が保てるため、広報や乳幼児健診等で周知を図る。</p>
【Ⅱ】-⑧-1	公共施設等総合管理計画による最適化の推進	地域創生課・給食センター・上下水道課	-	-	-	-	-	<p>①【地域創生課】一宮町域では、(仮称)一宮市民協働センターの建設について平成32年3月の完成を目途に進める。波賀町域では、波賀生活圏の拠点づくり提言をもとにした計画により基本設計に着手する。千種町域では、基本設計の本格化、及び、実施設計に着手し、平成31年度中の工事発注をめざす。集約の対象となった公共施設の解体撤去や活用について検討を行う。</p> <p>②給食センター…児童・生徒数の減少や学校規模適正化による学校の統合を視野に入れ、設置場所・調理能力などの基本事項を定めた給食センター整備基本方針(案)を策定するとともに現給食センターが調理不能などの不測の事態が発生しないよう計画的な設備の更新を行う。</p> <p>③【上下水道課】下水道ストックマネジメント計画及び農業集落排水事業機能強化対策計画に基づき、2処理区の長寿命化に係る実施設計及び本工事を実施する。下水道等処理施設の統廃合計画については、長寿命化計画と調整のうえ平成31年度から調査等を実施して2年間で策定する。水道施設の統廃合については平成31年度に検討する。</p>

## 第三次宍粟市行政改革大綱 令和元年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標	単位	令和元年度		歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和元年度の取組計画
					指標値	実績値	目標額	実績額	
【Ⅱ】-⑧-2	建設事業費の総枠の抑制	財務課	建設事業費削減率	%	▲ 4.0		24,000		①②③④ ・令和2年度当初予算編成に向けて、歳出削減目標額達成のため、実施計画策定段階から調整し事業費の削減を図る。 ・合併特例債については、過疎対策事業債が活用できない市民協働センター建設(庁舎部分)に活用する。また、過疎対策事業債の配分枠により活用できない場合に活用する。
【Ⅱ】-⑨-1	補助金の整理合理化	地域創生課	-	-	-	-	-	-	①【地域創生課】新規や拡充の補助金提案がある場合にはスクラップを原則とした調整を行う。 ②【地域創生課】令和元年度末に失効期限を迎える補助金について廃止・縮小も視野に入れ検証を行う。 ③【地域創生課】令和2年度予算編成を視野に入れ、補助金の総枠設定について検討を行う。
【Ⅱ】-⑩-1	繰出金等の縮減	地域創生課・財務課・総合病院・水道管理課	医業収支比率	%	94.6		-	-	①【総合病院】「公立宍粟総合病院改革プラン」に基づき、収益増加のため下記項目について取り組む。 a 病床機能の見直し b 外来診療枠の増加 c 救急受入れの整備強化 ②【財務課】下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計において、経営の健全化及び一般会計繰出金抑制のため、金融機関から借り入れている利率の高い市債について、低利への借換えを実施する。 ②【水道管理課】令和2年度からの下水道等事業の公営企業法の適用に向けて、企業会計システムの構築と条例等整備を行う。 ③【地域創生課】道の駅など収益事業を行う第三セクターは地域の雇用の場の一翼を担っている。一方では民間事業者として独立採算の経営が求められており、公の施設の設置者として市内外にPRを行い誘客の促進を図るとともに、経営改善のため外部人材の登用を行う。
【Ⅲ】-⑪-1	市政への市民参画の推進	市民協働課	公募委員の比率	%	-	-	-	-	公募委員の比率を高めるため、引き続き次の①から③に取り組む、年次目標数値を達成する。 ①審議会等における公募委員の比率向上の取組みについて周知徹底を図る。 ②審議会等委員の改選時期を把握し、目標達成に向け計画的に公募委員の登用を進める。 ③市民が参画しやすくなるよう、会議の開催時間や曜日の柔軟な対応を行う。

## 第三次宍粟市行政改革大綱 令和元年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標	令和元年度			歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和元年度の取組計画
				単位	指標値	実績値	目標額	実績額	
【Ⅲ】-⑪-2	審議会等への女性参画の推進	人権推進課	審議会における女性委員の割合	%	34		-	-	<p>①②付属機関等の女性委員の登用に関して、各所管部署に事前協議を義務付けるとともに、指標値以下となる場合には、その理由等について協議を行うこととする。</p> <p>③女性参画の推進に向け、ライフステージに対応した啓発事業を実施するとともに、開催条件(場所・曜日・時間帯など)について複数の選択肢を準備し、女性の社会参画への配慮を行う。</p> <p>◆キラッとしそう☆パワーアップ女性セミナー 開催予定回数:5回</p> <p>◆県共催事業「女性のための出前チャレンジ相談」の開催 相談予定回数:2回</p> <p>◆県共催事業「出張!女性のための働き方セミナー」の開催 開催予定回数:1回</p> <p>◆女性団体「しそウイメンズネットミモザ」の活動支援</p> <p>◆女性の社会参加を目的とした『宍粟女子キラキラパワーアップ応援補助事業及び同事業応援委員会』の活動支援</p> <p>④男女共同参画講演会を通じて、女性が活躍することの必要性や意義を伝えていく。</p> <p>◆男女共同参画講演会・映画会の開催 開催予定回数:4回 ※映画会1日3回開催を含む</p>
【Ⅲ】-⑫-1	情報提供機能の充実	秘書広報課	アンケートによる広報しそウの読者率	%	-	-	-	-	<p>①宍粟市コミュニケーション戦略プランを広報情報委員会で再確認し、職員全体で市民に必要な情報が提供できるように取り組む。</p> <p>②広報広聴アドバイザー等による助言をいただきながら、リニューアルした市ホームページの効果的な活用を検討する。</p> <p>③しそウチャンネルは広報広聴推進委員会意見書を基に、住民により身近で生活に役立つ番組づくりをめざす。</p> <p>④広報原稿作成やホームページ作成などの技術研修や広報活動に対する職員意識向上を図る。</p>
【Ⅲ】-⑫-2	市民ニーズや地域課題の的確な把握と反映	秘書広報課	-	-	-	-	-	-	<p>①宍粟市コミュニケーション戦略プランを広報情報委員会で再確認し、職員全体で市民に必要な情報が提供できるように取り組む。</p> <p>②広報広聴推進委員会意見書を反映するしそウチャンネル番組づくりや広聴活動を展開する。</p> <p>④宍粟市コミュニケーション戦略プランにもとづき、広報広聴アドバイザーの意見をいただきながら、マニュアル整備について検討する。</p> <p>⑤市民協働を更に進めるために関係部署と連携し、職員の広報広聴の意識を高めるための研修を行う。</p>
【Ⅲ】-⑫-3	しそウ光ネット(光ケーブル網)の活用	秘書広報課	音声告知システム設置世帯の割合	%	97.4	-	-	-	<p>①音声告知システム、防災情報連携システム等を活用し、防災・行政情報伝達を行う。</p> <p>②安定稼働に向けた伝送路・機器等の適正な管理を行う。</p> <p>③④観光分野その他各施策におけるしそウ光ネットの活用についての検討を行う。</p>